

## 県管理道路における平成20年度除雪業務の委託状況について

## 1. 平成20年度 除雪事業計画

※ 詳細は3ページ

## (1) 平成20年度 車道除雪計画

## (2) 平成20年度 歩道除雪計画

## (3) 除雪機械の内訳

## 2. 除雪業務の契約

## (1) 委託契約について

本県の除雪業務は原則委託としている。

福島県行財政改革大綱（昭和60年11月策定）において、道路維持補修業務についても、職員の配置状況に十分配慮しながら、計画的な推進を図ることになっており、除雪業務においても順次民間委託を進めてきた。

平成14年度には除雪業務の全面委託への検討を行い、直営除雪を実施している事務所に対して平成15年度から建設会社へ全面委託が可能かどうかの確認を実施した。その結果は、多くの路線（区間）で建設会社から受託は困難との回答が出されたため、現在の直営が残っている。

理由：オペレーターの確保困難、単価の向上・最低賃金保証問題等

## (2) 契約方法について

地域の実情を熟知し、緊急時に対応できる地元の会社で、3者以上の見積合わせで受託者を決定している。再見積合わせでは業者数を増やして実施している。

## (3) 単価契約について

実績払い制度を採用し出勤時間に応じて支払いをしている。

これは除雪機械ごとの単価（業務量の多少に係わらず標準の換算時間当たりの人件費、損料を計上したもの）に除雪作業等に要した除雪機械の稼働時間（実績）を乗じて支払いをするものである。

## (4) 除雪業務委託の制度改正

※ 詳細は4ページ

## ① 基本待機保証制度（平成19年度創設）

## ② 民間借上機械の固定費（拘束料）負担制度（平成20年度創設）

### 3. 平成20年度の契約締結状況

#### (1) 契約締結状況

- ・第1回目の見積合わせ 契約予定数300件のうち16件で不調（全体の5.3%）

＊事務所：県北建設管内 2件、県中建設管内 2件、県南建設管内 6件

相双建設管内 1件、いわき建設管内 5件

平成19年度の第1回目の見積合わせ 総契約数296件のうち43件（全体の14.5%）

- ・第2回目の見積合わせ 再見積合わせ16件のうち9件で不調

＊事務所：県北建設管内 1件、県南建設管内 3件、いわき建設管内 5件

- ・第3回目の見積合わせ 再々見積合わせ9件のうち1件で不調

＊事務所：いわき建設管内 1件

- ・第4回目の見積合わせ 残り1件が決定

#### (2) 見積合わせの不調となった理由及びその後の対応策

中通り、浜通り方部では、降雪量が少ないためほとんどの受託会社が「採算をとれない」といっている中での受注となっている。

##### ① 不調となった理由

- ・除雪機械の確保ができない・・・8件
- ・オペレーターの確保ができない・・・3件
- ・予定価格オーバー・・・3件
- ・入札制度に不満・・・1件
- ・条件が合わない・・・1件（機械台数の増加要望）

##### ② 不調後の対応策

- ・県で機械を準備し（県有機械の配置変え及びリース）、貸与することで決定した。
- ・区間を細分化し、隣接する契約済み受託業者にカバーしてもらうことで決定した。
- ・対象業者を拡大して再見積合わせを実施したが、全て不調だったため、最後には単独随意契約で決定した。
- ・今年度の委託積算内容における改正点を再度説明し、了解してもらい決定した。

### 4. 今後の対応について

公共事業の大幅な削減等により、厳しい経営環境に置かれている建設会社では、経営体力の低下から建設機械の保有維持や作業員の確保等が困難となっている。

県では、今後とも安心して安全な冬期交通を確保するため、除雪事業の重要性と特殊性を踏まえ、新たな制度（基本待機保証、借上機械の固定費負担）について追跡調査の検証や受託業者との意見交換会を行い、引き続き、除雪体制が確保できるよう対応していくこととしている。

**特殊性**：①受託業者は、冬期間オペレーターを待機させ、機械を準備しなければならない。

②降雪状況に左右される。降雪が少ない場合は稼働時間が少なく実績があがらないため必要経費も出ない。

③作業が午前3時ごろから午前7時ごろまで（早朝バスに間に合う時間）と厳しい時間帯の作業である。

# 平成20年度 除雪事業計画

## (1) 平成20年度 車道除雪計画

(単位：km)

	道路種別	管理道路		除雪計画		除雪率 B/A	除雪計画内訳				備 考
		路線数	実延長 (A)	路線数	実延長 (B)		直 営	県有機機 貸付委託	市町村 委託	民間借上 機械委託	
平成 20 年 度	一般国道	15	1,498.0	15	1,417.1	95%	98.3	676.4	32.3	610.1	
	主要地方道	76	1,812.5	75	1,708.1	94%	98.7	345.2	29.2	1,235.0	
	一般県道	293	2,292.0	290	2,028.7	89%	34.4	409.9	154.5	1,429.9	
	計	384	5,602.5	380	5,153.9	92%	231.4	1,431.5	216.0	3,275.0	
平成19年度		384	5,601.7	377	5,090.6	91%	232.5	1,304.3	185.2	3,368.6	
増 減		0	0.8	3	63.3		-1.1	127.2	30.8	-93.6	

※注) 管理道路は、平成20年4月1日現在の国県道現況調査による。

## (2) 平成20年度 歩道除雪計画

(単位：km)

	道路種別	管理道路		除雪計画		除雪率 B/A	除雪計画内訳 (道路延長)				備 考 (のべ延長)
		路線数	道路延長 (A)	路線数	道路延長 (B)		直 営	県有機機 貸付委託	市町村 委託	民間借上 機械委託	
平成 20 年 度	一般国道	15	533.1	10	98.4	18%	26.0	29.0	43.3	0.1	133.5
	主要地方道	76	569.1	13	93.2	16%	8.4	1.5	83.3		107.6
	一般県道	293	472.6	32	59.9	13%	6.6	6.8	46.5		71.3
	計	384	1,574.8	55	251.5	16%	41.0	37.3	173.1	0.1	312.4
平成19年度		384	1,555.9	55	234.1	15%	39.7	17.9	176.3	0.2	285.6
増 減		0	18.9	0	17.4		1.3	19.4	-3.2	-0.1	26.8

※注1) 管理道路は、平成20年4月1日現在の国県道現況調査による。

注2) 歩道除雪の計画延長については、道路延長により計上している。

## (3) 平成20年度 除雪機械内訳

(単位：台)

除雪機械種別	合 計 (A+B)	県有機機 (A)			民間借上機械 (B)			備 考
		直 営	県有機機 貸付委託	(計)	市町村 委託	民間借上 機械委託	(計)	
ロータリ除雪車	54	9	35	44	10		10	
除雪トラック	13	6	6	12	1		1	
除雪グレーダ	217	8	33	41	3	173	176	
除雪ドーザ	280	11	117	128	63	89	152	
ブルドーザ	3			0		3	3	
凍結抑制剤散布車	30	4	23	27	1	2	3	
小型(歩道)除雪車	42	6	36	42			0	
合 計	639	44	250	294	78	267	345	
( 割 合 )	100%	7%	39%	46%	12%	42%	54%	

※注1) 除雪機械の内訳は、平成20年度除雪事業計画書による。

※注2) 凍結抑制剤散布機(車載式)は除く。

※注3) 除雪グレーダには、モータグレーダを含む。また、除雪ドーザには、ホイローダ及びタイヤショベルを含む。

## 冬期交通確保に向けた取り組み【除雪事業】

これまで、除雪業務は委託により稼働実績に応じて費用が支払われる実績払い制度であったが、平成18年度の記録的な暖冬により除雪の稼働が極端に減少し、受託した業者が人件費に見合う収入すら得られず、会津地方を中心として赤字となった会社が大半を占める状況が発生し除雪の課題が浮き彫りになった。

近年の公共事業の減少や入札制度の改革などにより建設業界を取り巻く環境の激変から、除雪業務を受託している企業も厳しい経営状況にあり、

- ・ 除雪機械の保有維持
- ・ オペレーター作業員の確保

が困難など、除雪体制の維持が厳しい状況となってきている。

このような状況を踏まえ、福島県では、除雪体制を維持し冬期交通の確保に向けた取り組みとして、右記のとおり2つの制度を新たに創設することとした。

### ◆基本待機保証制度（平成19年度創設）

待機に係る人件費について、12月15日から3月14日までの3ヶ月を基本待機保証期間と定め、地域別、機種別に単価を設定し、降雪状況や除雪の有無に関わらず時間に換算して保証する制度。（最大は会津地方の特別豪雪地帯で60日分）

### ◆民間借上機械の固定経費(拘束料)負担制度（平成20年度創設）

借上機械の経費について、12月15日から3月14日までのうち、中通り(60日)、浜通り(30日)を機械の拘束日数と定め、機種別に単価を設定し、降雪状況や除雪の有無に関わらず機械損料として負担する制度。

※上記の2つの制度は、除雪作業で稼働した場合には対象時間、または、対象日数から差し引くものとする。

※制度のイメージは下図のとおり

4

